

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	白糠町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shiranuka.lg.jp/section/kikaku/h8v21a000000whp.html

執行機関名 白糠町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白糠町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和五十年条例第4号)による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白糠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第8の項 白糠町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和五十年条例第4号)による保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	白糠町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和五十年条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、白糠町立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の入園料及び保育料について定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		白糠町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和五十年条例第4号) 白糠町立幼稚園入園料、保育料条例施行規則(昭和五十年教育委員会規則第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	白糠町立幼稚園入園料、保育料条例施行規則(昭和五十年教育委員会規則第2号)第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	保育料の減免の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	白糠町立幼稚園入園料、保育料条例施行規則(昭和五十年教育委員会規則第2号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る申請者及び申請者が属する世帯員の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	白糠町立幼稚園入園料、保育料条例施行規則(昭和五十年教育委員会規則第2号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る申請者及び申請者が属する世帯員の住民票に記載された住民票関係情報
備考		